

常陸太田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和 7 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和 5 年度の 人件費率
令和 6 年度	人 46,393	千円 28,356,270	千円 875,927	千円 5,238,521	% 18.5	% 19.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

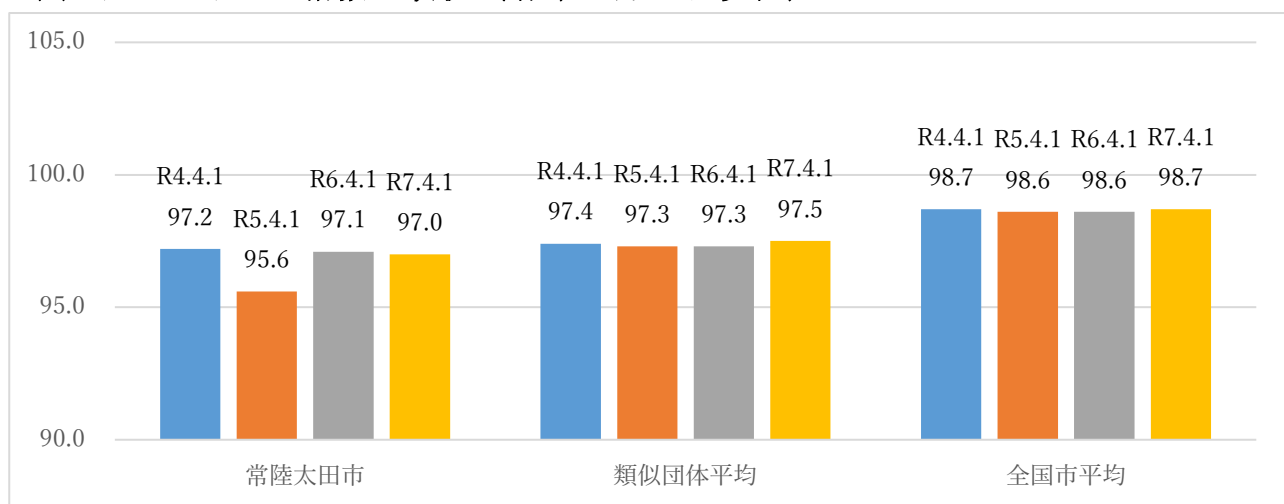
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6 年度	人 505	千円 2,024,047	千円 412,898	千円 804,981	千円 3,241,926	千円 6,420	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均

したものである。

- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施時期、具体的な実施内容）

（給料表の改定実施時期）【記入例】令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準2%に対し、常陸太田市においても2%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	-	2%	4%
常陸太田市の支給割合	-	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
常陸太田市	44.1歳	330,056 円	410,660 円	361,612 円
茨城県	41.5歳	330,542 円	416,875 円	377,411 円
国	41.9歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体 (1-1)	42.6歳	327,211 円	383,976 円	354,371 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			備 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
常陸太田市	54.4歳	26人	303,708円	329,064円	324,289円	—	—	—	—
調理師	52.6歳	15人	311,993円	340,201円	338,393円	飲食物調理従事者	48.8歳	251,600円	1.21
用務員	54.9歳	2人	328,200円	336,764円	336,764円	用務員	49.1歳	223,500円	1.51
自動車運転手	58.4歳	3人	252,133円	290,182円	257,843円	自家用自動車運転者	63.0歳	183,300円	1.58
その他	56.6歳	6人	300,617円	318,095円	318,095円	—	—	—	—
茨城県	58.3歳	117人	305,014円	347,991円	330,606円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体 (1-1)	52.3歳	10人	312,166円	339,859円	325,721円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
常陸太田市	円 5,323,762	—	—
調理師	円 5,578,556	円 3,279,100	1.70
用務員	円 5,535,414	円 3,040,300	1.82
自動車運転手	円 4,340,033	円 2,425,700	1.79
その他	円 5,286,548	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（令和4年度～令和6年度の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
常陸太田市	43.5歳	361,353円	434,351円	397,956円
茨城県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体 (1-1)	38.4歳	313,151円	380,615円	341,760円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		常陸太田市	茨城県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	192,500円	—
	中 学 卒	175,800円	180,600円	—
消防職	大 学 卒	251,800円	—	—
	高 校 卒	211,600円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

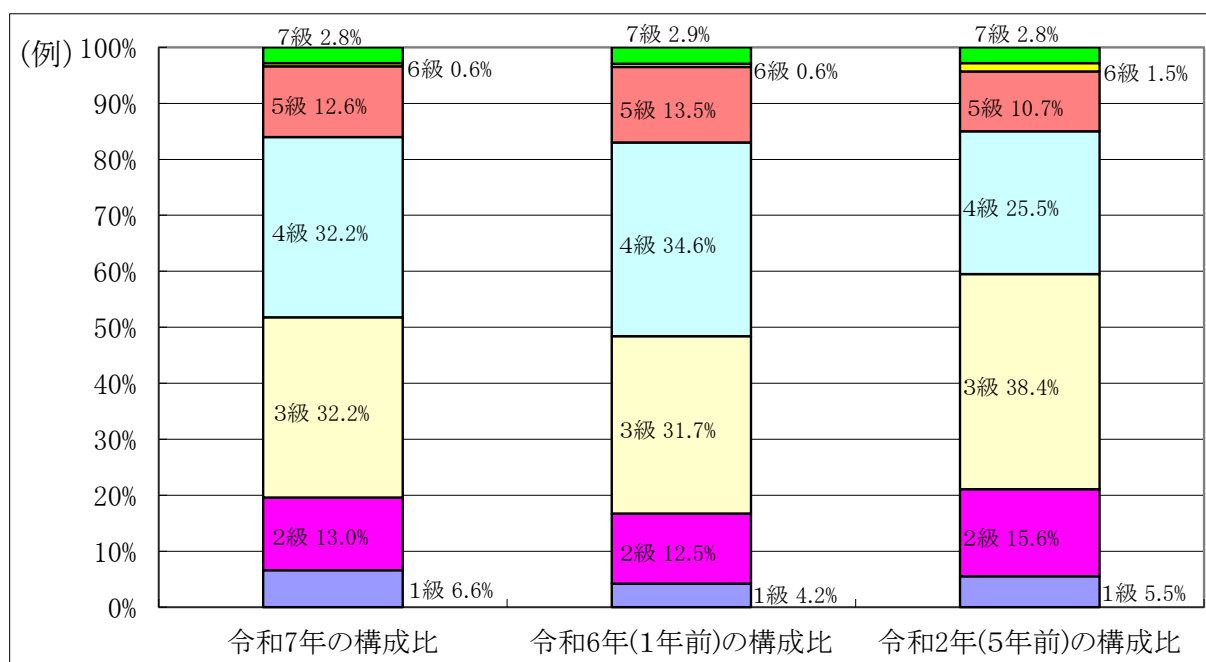
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	297,440円	—	368,300円	385,183円
	高 校 卒	—	—	340,300円	—
技能労務職	高 校 卒	—	302,600円	316,000円	338,400円
	中 学 卒	—	—	—	—
消防職	大 学 卒	—	—	—	414,300円
	高 校 卒	289,700円	—	—	394,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

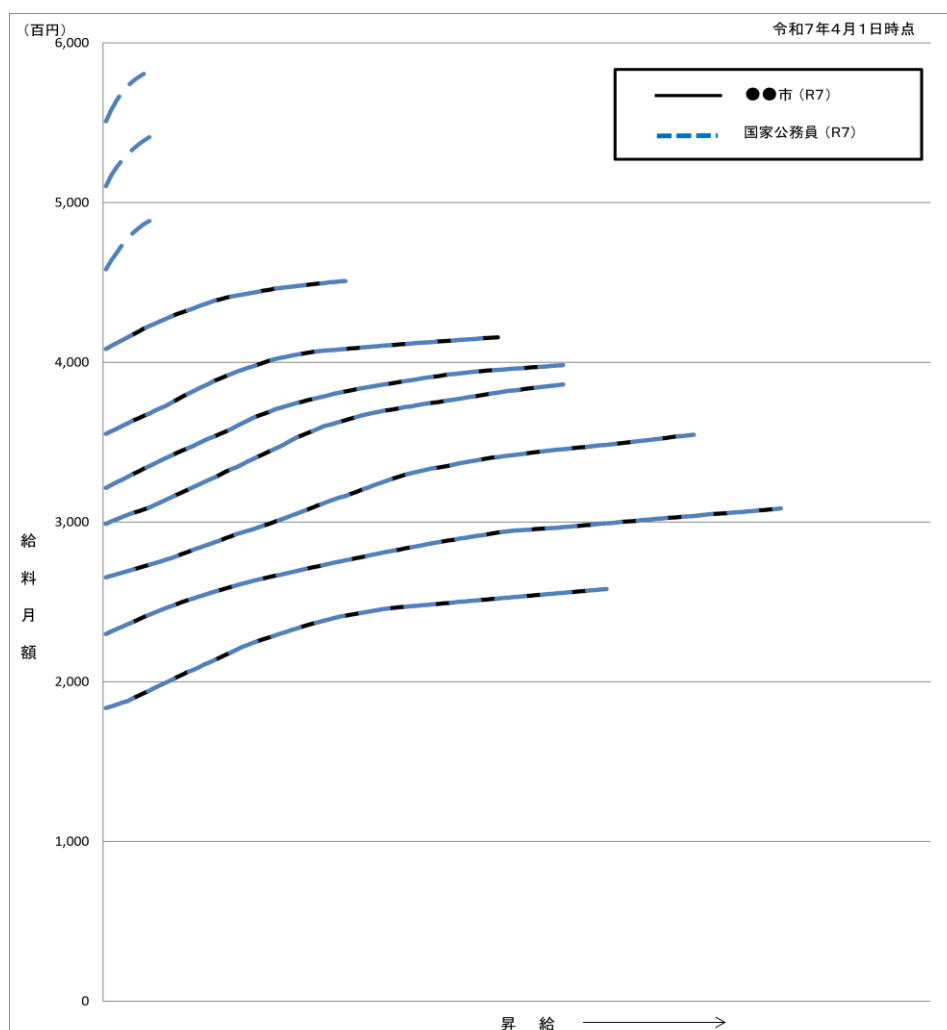
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師 主事補・技師補	21人	6.6%	183,500円	258,100円
2級	困難な業務を処理する主事 困難な業務を処理する技師	41人	13.0%	230,000円	308,500円
3級	係長・主幹・主任	102人	32.2%	261,300円	354,700円
4級	課長補佐・事務局次長・主査	102人	32.2%	287,300円	386,100円
5級	課長・農業委員会事務局長 監査委員事務局長・副参事	40人	12.6%	309,800円	398,200円
6級	参事・部次長・支所統括	2人	0.6%	335,000円	415,700円
7級	部長・議会事務局長・教育次長	9人	2.8%	373,400円	450,900円

- (注) 1 常陸太田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（常陸太田市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
㊦. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

常陸太田市	茨城県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,480千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,910千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 （1.4）月分 （1.0）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 （1.4）月分 （1.0）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 （1.4）月分 （1.0）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（常陸太田市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
㊦. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

常陸太田市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 14,863 千円					
調整率 83.7/100			調整率 83.7/100		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算） （退職時特別昇給 — ）					
自己都合 応募認定・定年					
1人当たり			—		
平均支給額 6,729 千円 20,494 千円					

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）		—	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）		33,000 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		3,667 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）		1.78%	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行旅病人及び行旅死亡人の処理手当	行旅病人及び行旅死亡人の処理業務に従事する職員	①行旅病人の収容、救護作業に従事したとき ②行旅死亡人の収容作業に従事したとき	①1 件につき 1,500 円 ②1 件につき 5,000 円
へい獣死体処理手当	へい獣死体処理に従事する職員	へい獣死体処理の作業に従事したとき	日額 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	222,125 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	470 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	195,450 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	420 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円を加算	同じ	56,422千円	266,142円
住 居 手 当	(1)借家等居住者（家賃16,000円以上） ①家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃－27,000円) × 1/2 + 11,000円（28,000円限度）	同じ	22,966千円	298,260円
通 勤 手 当	(1)交通機関（電車等）利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給（上限55,000円） (2)交通用具（自動車等）利用者 2km以上の距離段階区分に応じて2,000～31,600円	同じ	32,150千円	80,779円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 1回につき4,400円	異なる	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により祝日等に勤務した場合に、職に応じ支給 1回当たり2,000円～10,000円（勤務が6時間を超える場合は6,000円～15,000円）	同じ	354千円	14,750円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ	37,880千円	823,478円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同じ	33,679千円	570,831円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ	7,273千円	105,406円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等			
給 料	市 副 市 長	長 市 長	885,000円 705,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
				985,000円／391,500円 790,000円／420,000円		
			報 酬	議 副 議	長 長 員	460,000円 415,000円 395,000円
期 末 手 当	市 副 市 長 議 副 議 長 長 員	(令和6年度支給割合) 3.45月分				
		(令和6年度支給割合) 3.45月分				
退 職 手 当	市 副 市 長 備 考	長 市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
			給料月額×在職年数×5.5	19,470千円	任期毎	
			給料月額×在職年数×3.1	8,742千円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

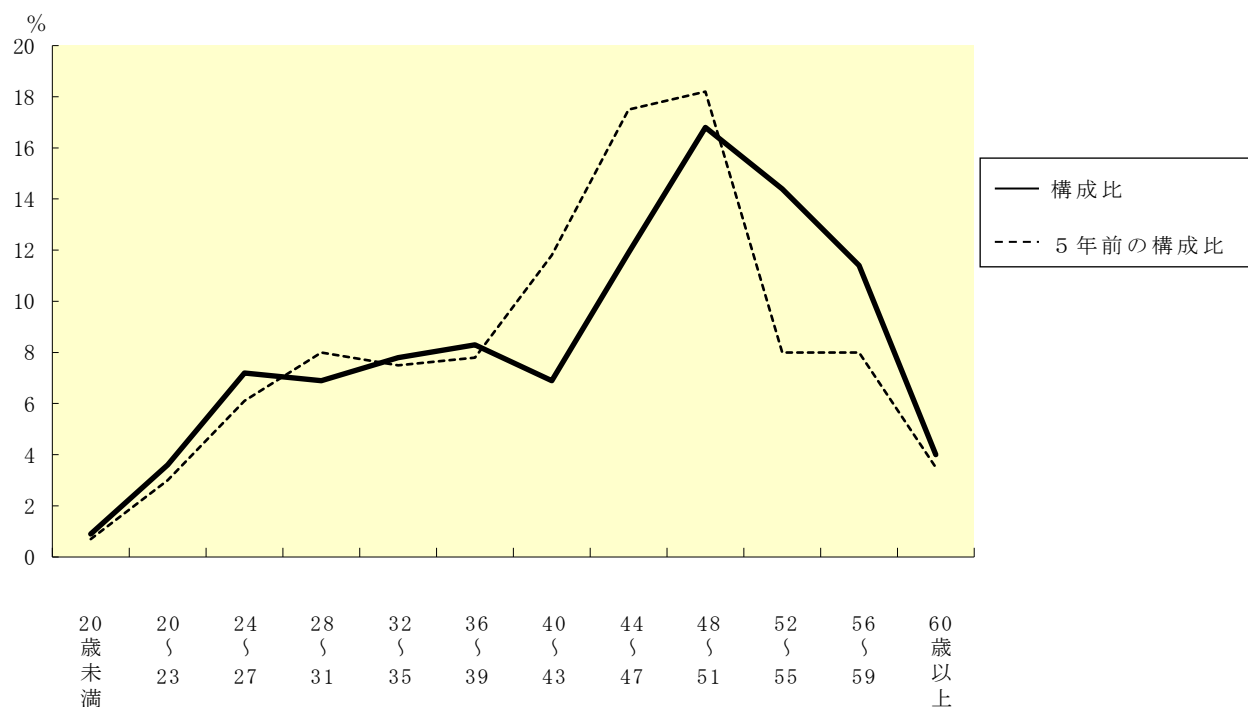
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 6 年	令 和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6 人	6 人		
		総 務 ・ 企 画	107 人	108 人	1 人	組 織 再 編 等 に よ る 増
		税 務	26 人	27 人	1 人	組 織 再 編 等 に よ る 増
		労 働	1 人	1 人		
		農 林 水 産	23 人	23 人		
		商 工	20 人	19 人	△ 1 人	退 職 者 不 補 充
		土 木	35 人	36 人	1 人	組 織 再 編 等 に よ る 増
		民 生	91 人	91 人		
衛 生	33 人	32 人	△ 1 人	組 織 再 編 等 に よ る 減		
	計	342 人	343 人	1 人	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 73.93 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 86.20 人)	
	教 育 部 門		72 人	71 人	△ 1 人	組 織 再 編 等 に よ る 減
	消 防 部 門		91 人	92 人	1 人	業 務 量 の 増 加 に 伴 う 増
	小 計		505 人	506 人	1 人	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 109.07 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 110.71 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		12 人	12 人		
	下 水 道		9 人	8 人	△ 1 人	組 織 再 編 等 に よ る 減
	そ の 他		23 人	24 人	1 人	組 織 再 編 等 に よ る 増
	小 計		44 人	44 人		
合 計			549 人 [816 人]	550 人 [816 人]	1 人 [-]	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 118.55 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計 (人)
職員数	5	20	40	38	43	46	38	66	93	80	63	22	554

(3) 職員数の推移

（各年4月1日現在） 単位：人

年度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	354	346	348	350	342	343	△11 (△ 3.2%)
教育	81	79	78	74	72	71	△10 (△14.1%)
消防	87	87	88	88	91	92	5 (5.4%)
公営企業等会計	54	55	50	47	44	44	△10 (△22.7%)
総合計	576	567	564	559	549	550	△26 (△ 4.7%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和6 年度	千円 973,982	千円 71,275	千円 82,985	% 8.5	% 8.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
令和6 年度	人 9	千円 39,390	千円 12,851	千円 17,011	千円 69,252	千円 7,695	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員）の給与費が含まれるが、会計年度任用職員の給与費は含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
常陸太田市 水道事業	歳 52.2	円 385,836	円 641,219
団体平均	歳 45.8	円 345,838	円 524,813

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

常陸太田市水道事業	団体平均
一人当たり平均支給額（令和6年度） 1,890千円	一人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 — 勤勉手当 —
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) —

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

4（2）に同じ

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）			—
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			—
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	8,061千円
職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	1,343千円
支給実績（令和5年度決算）	7,540千円
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	942千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同じ		2,280千円	325,755円
住 居 手 当	借家等居住者（家賃16,000円以上） ①家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 （家賃－27,000円）×1/2＋11,000円（28,000円限度）	同じ		—	—
通 勤 手 当	(1)交通機関（電車等）利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給（上限55,000円） (2)交通用具（自動車等）利用者 2km以上の距離段階区分に応じて2,000～31,600円	同じ		734千円	91,725円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給	異なる	常直的宿日直	—	—

	1回につき4,400円		勤務の規定なし		
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により祝日等に勤務した場合に、職に応じ支給1回当たり2,000円～10,000円（勤務が6時間を超える場合は6,000円～15,000円）	同じ		—	—
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同じ		1,776千円	592,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ		—	—

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
令和6年度	千円 96,478	千円 1,674	千円 22,667	% 23.5	% 21.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 3	千円 11,921	千円 2,120	千円 4,830	千円 18,871	千円 6,290	千円 6,537

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
常陸太田市 工業用水道事業	歳 42.3	円 333,300	円 524,207
団体平均	歳 46.2	円 358,291	円 546,700

（注）1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

常陸太田市工業用水道事業	団体平均
一人当たり平均支給額（令和6年度） 1,610千円	一人当たり平均支給額（令和6年度） 1,632千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 — —
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況） —

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

4（2）に同じ

ウ 地域手当

（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		—	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,418千円
職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	473千円
支給実績（令和5年度決算）	1,749千円
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	583千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員一人当たり 平均支給年額（6年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同じ		78千円	78,000円
住 居 手 当	借家等居住者（家賃16,000円以上） ①家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 （家賃－27,000円）× 1/2＋11,000円（28,000円限度）	同じ		300千円	300,000円
通 勤 手 当	(1)交通機関（電車等）利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給（上限55,000円） (2)交通用具（自動車等）利用者 2km以上の距離段階区分に応じて2,000～31,600円	同じ		325千円	108,400円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 1回につき4,400円	異なる	常直的宿日直勤務の規定なし	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により祝日等に勤務した場合に、職に応じ支給 1回当たり2,000円～10,000円（勤務が6時間を超える場合は6,000円～15,000円）	同じ		—	—
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		—	—

管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ		—	—

(3) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6 年度	千円 332,166	千円 773	千円 24,899	% 7.5	% 6.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
令和6 年度	人 3	千円 12,998	千円 2,418	千円 5,408	千円 20,824	千円 6,941	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
常陸太田市 簡易水道事業	歳 51.7	円 374,875	円 578,435
団体平均	歳 45.8	円 345,838	円 524,813

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

常陸太田市簡易水道事業		団体平均	
一人当たり平均支給額（令和6年度） 1,803千円		一人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.5月分	勤勉手当 2.1月分	期末手当 —	勤勉手当 —
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%		(加算措置の状況) —	

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

4（2）に同じ

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		—	
支給職員一人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,699千円
職員一人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	566千円
支給実績(令和5年度決算)	1,619千円
職員一人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	540千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同じ		498千円	249,000円
住居手当	借家等居住者(家賃16,000円以上) ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円(28,000円限度)	同じ		—	—
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給(上限55,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 2km以上の距離段階区分に応じて2,000~31,600円	同じ		221千円	73,600円

宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 1回につき4,400円	異なる	常直的宿日直勤務の規定なし	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により祝日等に勤務した場合に、職に応じ支給 1回当たり2,000円～10,000円（勤務が6時間を超える場合は6,000円～15,000円）	同じ		—	—
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ		—	—

(4) 下水道事業等

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
令和6年度	千円 1,469,731	千円 231,198	千円 71,441	% 4.9	% 5.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 9	千円 37,731	千円 5,908	千円 15,335	千円 58,974	千円 6,553	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
常陸太田市 下水道事業等	歳 54.2	円 358,350	円 546,053
団体平均	歳 44.6	円 342,377	円 516,175

（注） 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

常陸太田市下水道事業等		団体平均	
一人当たり平均支給額（令和 6 年度） 1,704千円		一人当たり平均支給額（令和 6 年度） 1,562千円	
（令和 6 年度支給割合）		（令和 6 年度支給割合）	
期末手当 2.5 月分 (1.4) 月分	勤勉手当 2.1 月分 (1.00) 月分	期末手当 — —	勤勉手当 — —
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） —	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

4（2）に同じ

ウ 地域手当

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		—	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	3,113 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	389 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	4,610 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	576 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員一人当たり 平均支給年額（6年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に 支給 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 (3)その他 6,500円 (4)満16歳年度初めか ら満22歳年度末までの 間にある子一人につき 5,000円を加算	同じ		971千円	194,100円
住 居 手 当	借家等居住者（家賃16, 000円以上） ①家賃27,000円以下の 場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超え る場合 （家賃－27,000円）× 1/2＋11,000円（28,0 00円限度）	同じ		336千円	336,000円
通 勤 手 当	(1)交通機関（電車等） 利用者 6ヶ月定期券等の価額 による一括支給（上限5 5,000円） (2)交通用具（自動車等 ）利用者 2km以上の距離段階区 分に応じて2,000～31, 600円	同じ		984千円	109,333円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をし た職員に支給 1回につき4,400円	異なる	常直的宿 日直勤務 の規定な し	—	—
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職員が臨時又は緊 急の必要等により祝日 等に勤務した場合に、 職に応じ支給 1回当たり2,000円～10 ,000円（勤務が6時間 を超える場合は6,000円 ～15,000円）	同じ		—	—

休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同じ		504千円	504,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合1時間につきその者の単価の100分の25を支給	同じ		—	—